2023年3月1日号

**Tax & Legal Newsletter**

このニュースレターは、2023年2月3日～3月1日までの間にタイの官報で掲載され、著者が英訳を入手することができ、税務上または法務上、タイで事業展開をしている日系企業にとって一般的に関心があるかと思われる勅令、通達等を抜粋し、要約したものになります。

|  |  |
| --- | --- |
| 官報掲載勅令・規則・通達等（抜粋）  2023年 2月3日～3月1日 | |
| **1** | **国外居住役者の個人所得税免除** |
| 表題：「財務省規則（第387号）- 歳入法典に基づく税及び関税の免除に関して」  “Ministerial Regulations (No.387) Issued under the Revenue Code – Governing the exemption of taxes and duties” |
| 官報出版日：2023年2月3日（第140号）  施行日：2023年8月2日 |
| 当該規則により、当該規則の施行後5年以内に外国の映画に出演することにより国外に居住する公的な映画役者が得た所得は、個人所得税の納税額を計算する際、課税対象所得より免除されることになりました。ただし、その映画は、外国法人によりプロデュースされ、かつ、その制作はフイルムおよび動画を規制する法律に基づき承認を受けていること。  当該規則の目的は、外国の映画プロダクションによるタイにおける映画の撮影、それによる雇用の促進、国のイメージアップ等のためのものになります。 |
| **2** | **印紙税のオンライン申告納税について（e文書類の場合）** |
| 表題：「印紙税に関する歳入局長通達 （第66号）：電子文書に対する金銭による印紙税の納税方法に関して」  “Notice of the Director-General of the Revenue Department – Relating to Stamp Duty (No. 66) – Re Method of the payment of duty in cash for electronic instruments” |
| 施行日：2022年8月19日以降（ただし、当該通達で挙げられている文書類を2022年8月19日から2023年12月31日に作成した場合、オンラインでは無く所轄税務署にて現金による納税が認められます。） |
| 当該通達は、印紙の貼り付けでは無く、金銭による納付が義務付けられている電子文書を指定するものです。該当する電子文書は歳入法典の印紙税率表にある以下のものになります：   1. 印紙税率表の1にある土地、建物、又は水上住居の賃貸借契約 2. 印紙税率表の2にある会社、社団、団体、もしくはその他機関が発行した株式、社債、債券、債務証書を譲渡する文書 3. 印紙税率表の3にある買取権付使用契約書 (Hire-purchase agreement) 4. 印紙税率表の4にある請負契約書 (Hire of work agreement) 5. 印紙税率表の5にある金銭消費貸借契約書、又は銀行当座貸越契約書 (Loan Agreement or Bank Overdraft Agreement) 6. 印紙税率表の6にある保険証券 (Insurance Policy) 7. 印紙税率表の7にある委任状 (Power of Attorney) 8. 印紙税率表の8にある会社の株主総会における議決権の代理行使委任状 (Proxy Instrument) 9. 印紙税率表の9にある為替手形 (Bill of Exchange) 又は為替手形と同様に用いられる文書、及び約束手形 (Promissory Note) 又は約束手形と同様に用いられる文書 10. 印紙税率表の10にある船荷証券 (Bill of lading) 11. 印紙税率表の11にある会社、社団、団体もしくは機関が発行する株券、社債券、又は債務証書。又、タイ国内で販売される国公債 12. 印紙税率表の12にある小切手 (Cheque) 又は小切手に代わる指図書 13. 印紙税率表の13にある銀行の有利子定期預金の受領書 14. 印紙税率表の14にある信用状 (Letter of credit) 15. 印紙税率表の15にあるトラベラーズチェック (Travelers’ Cheque) 16. 印紙税率表の16にある貨物受取証 (Carriers’ Receipt) 17. 印紙税率表の17にある保障状 (Suretyship) 18. 印紙税率表の18にある担保書 (Pledge) 19. 印紙税率表の19にある倉荷証券 (Warehouse Receipt) 20. 印紙税率表の20にある荷渡証券 (Delivery Order) 21. 印紙税率表の21にある代理人状 (Agency) 22. 印紙税率表の27にある組合契約 (Partnership Contract) 23. 印紙税率表の28 (c) にある車両運搬具に関する法律に従い登録される車両運搬具に関わる、売買契約、買戻権付売買契約、買取権付使用契約又は所有権の譲渡の際に発行される受取書 (Receipt)。   又、同通達は、以下の規定も設けています：   * 上記 (1)～(23) の電子文書類に対する金銭による印紙税の納付は、歳入局のウェブサイト又は歳入局の API (Application Programming Interface) 経由で、申請書 Or. Sor. 9 号を使うこと。 * 納税、追徴課税、又は罰金の送金自体は、電子決済システムを利用し歳入局の銀行口座に送金をすること。 * 上述の金銭による納税の申請、及び送金は、上述の (1)～(23)の文書類の締結・発行前、又は締結・発行翌日から15日以内に完了させること。 * 上述の申請、及び送金後、歳入局から歳入局の「ファイナンス及び歳入管理課のディレクター」による署名入りの領収書、及び印紙税納税認証コードの発行の完了により印紙税の完全貼付が認められる。 * 印紙税納税義務者は、歳入局より印紙税納税認証コード、及び領収書を取得する権利を有する。 * 印紙税納税義務者は、印紙税納税認証コードを関係電子文書に付随することにより完全貼付を証することが認められる。 |
| **3** | **印紙税のオンライン申告納税について（ハードコピーの場合）** |
| 表題：「印紙税に関する歳入局長通達 (第67号) : 指定文書類に課せられる印紙税の、電子文書類に課せられる印紙税の金銭によるインターネット経由の納税に用いる申請書 (様式Or. Sor. 9) を使用した金銭による納税方法に関して。」  “Notice of the Director-General of the Revenue Department – Relating to Stamp Duty (No. 67) – Re Method of the payment of duty in cash for specified categories of instruments, by using the application form for payment of Stamp Duty in cash for electronic instruments (Or. Sor. 9) via internet network system.” |
| 施行日：当該通達は2022年8月19日から2023年12月31日の間に作成された文書類に対し有効となる。 |
| 当該通達は上述の「印紙税に関する歳入局長通達 (第66号)」と酷似した内容となりますが、当該通達の相違点はe文書類に関する通達では無く、実際のペーパー文書類（ハードコピー）が対象となっている点です。  当該通達により、印紙税対象文書類がハードコピーの場合でもオンライン申請・申告、及び電子決済システムによる歳入局の銀行口座への振込による金銭による納税も認められます。  対象文書類は、「印紙税に関する歳入局長通達 (第66号)」にも列挙されている(1)～(23)の文書類となり、オンライン申請・申告をする場合、電子文書類の場合と同様、様式Or. Sor. 9号を使用することが求められています。 |
| **4** | **デジタルプラットフォーム事業の規制強化** |
| 官報出版日：2022年12月23日（第139号）  施行日：2023年8月20日 |
| 表題：「報告義務を負うデジタルプラットフォームサービス事業に関する勅令　仏歴2565年（2022年）」  “Royal Decree on Digital Platform Service business requiring notification. B.E. 2565 (A.D. 2022)” |
| 当該勅令は、2001年の電子取引法 (Electronic Transaction Act)、及びその修正法に基づき発令されたものになり、デジタルプラットフォームサービス事業者の届出義務等の詳細規定をするものになります。ここでは、民間のデジタルプラットフォームサービス事業者に関心があると思われる要点を纏めます。  まず、当該勅令は以下のデジタルプラットフォームサービスには適用されません：   * タイ中央銀行、又は証券取引委員会管轄下のデジタルプラットフォームサービス * ETDAに報告済みの、主に商目的では無く、又は主に利潤を目的とするサービスの提供をしない国の機関によるデジタルプラットフォームサービス  1. 定義   当該勅令は以下を定義しています：   * 「デジタルプラットフォームサービス」とは、サービス料の請求の有無に関わらず、事業者、消費者、又はサービス利用者を、電子取引を実現する目的で、データー管理によりコンピューターネットワークを利用し、互いを繋げる電子的仲介者としてのサービスの提供を指す。ただし、デジタルプラットフォームサービス事業者自体、または代理する関係会社自体からの商品又はサービスの提供を、これを第三者または関係会社に提供するか否かに関わらず、するのためのデジタルプラットフォームサービスを除く。 * 「事業者」とは、デジタルプラットフォームサービスを提供し報告義務を負う者を指す。 * 「オペレーター」とは、デジタルプラットフォームサービス経由で商品又はサービスを消費者に提供をする者を指す。 * 「サービスユーザー」とは、デジタルプラットフォームサービスの利用者を指し、オペレーター、及び消費者を含むものとする。   また、本文上、以下の略称を採用します：   * 電子取引開発局 (Electronic Transaction Development Agency) ＝「当局」 * 電子取引委員会 (Electronic Transaction Commission) ＝「委員会」 * サービスユーザー ＝「ユーザー」  1. 対象事業者   原則的に、全てのデジタルプラットフォームサービス事業者は、その事業の開始前、及び毎年、所定の届出をする必要があります。（詳細は後述のII (1)を参照）  届出義務者   * タイ国内にけるデジタルプラットフォームサービスの提供により、自然人の場合年間180万バーツ超、或いは法人の場合50百万バーツ超の売上を有するデジタルプラットフォームサービス * 毎月5千以上のタイ国内のサービス利用者を有するデジタルプラットフォームサービス   上記に該当せず、つまり小規模の場合であっても一定の届出義務を有するが、その内容は簡易化されたものになり、後述のIIの(1)の(i)、(ii)の(a)(b)(c)、及び(v)に限られることとなります。   1. 報告、及びコンプライアンス義務   主な報告、及びコンプライアンス義務は以下の通りとなりますが、デジタルプラットフォームサービスの分類（後述）により義務の範囲が異なります。   * 1. 届出義務   デジタルプラットフォームサービスを開始しようと望む者は、下記の届け出を所定の様式（フォーム）を使って、当局に提出する義務があります。また、担当官は、同日に受領書を発行する義務があります。（電子取引法、第33条）  デジタルプラットフォームサービスを開始しようと望む者は、受領書を受領したその日から関係デジタルプラットフォームサービスを開始することができます。（電子取引法、第33条）  また、デジタルプラットフォームサービス開始後、毎年、所定のフォームに関係係情報を記入し当局に提出する義務があります。  当該フォームの主な記入事項は以下の通りになります：   * 1. デジタルプラットフォームサービスの提供者に関する情報：(a) 個人又は法人名、(b) 個人又は法人のID番号、(c) 住所、(d) 会計年度末、(e) 連絡先   2. デジタルプラットフォームサービスに関する情報：(a) デジタルプラットフォームサービスの名称、(b)その分類、(c) URL・アプリ名、(d) 取引金額（有する場合）、(e) タイ国内の売上金額（有する場合）、(f) タイ国内外の売上比率   3. ユーザーに関する情報：(a) デジタルプラットフォームサービスを利用するユーザーの分類（例：運営者、消費者等）、(b) 分類別のユーザー数、(c) サービス提供者の分類（例：商品輸送者、倉庫業者等）、(d) 分類別のサービス提供数   4. Top 5のクレームに関する情報：(a) クレームの分類及びクレーム数、(b) クレームの対処及び解決方法   5. タイ国内のコーディネーターに関する情報（事業者が国外者の場合）   6. 同意：当局が上記 (i) にある情報を利用することに対する同意   届出は、デジタルプラットフォームサービスの提供開始前、及び、毎年、年度末（暦年）から60日以内（自然人の場合）、又は会計年度末から60日以内（法人の場合）に提出することが求められています。また、上記(i)、(ii)の(a)(b)(c)、又は(v)の内容変更があった場合、変更日から30日以内に報告する必要があります。   * 1. 利用規約の通知義務   通知義務対象者  以下に該当するデジタルプラットフォームサービスを提供する場合、ユーザーに対し、サービス利用開始前、または利用時に利用規約を通知する義務を負います。   * 1. 以下の何れかが該当するデジタルプラットフォームサービス： * サービス料を請求する場合。 * 消費者に対し、商品、またはサービスを提供する仲介者としてのサービスを提供する場合。なお、その商品、またはサービスに関わる取引がそのデジタルプラットフォーム上で完全に、または部分的になされるかを問わない。 * 事業者がオペレーターと、消費者に対する商品、またはサービスの提供に関する合意がある場合。   1. コンピューターデータ位置検索サービス（サーチエンジン）   通知内容  ユーザー対する通知内容は以下の通りになります：   * 1. サービス提供の条件、サービスの停止・中止、及びサービス料   2. アルゴリズムの主な条件、又は消費者に対し商品、又はサービスを推奨する場合、そのランキングをするに当たっての基準   3. アルゴリズムの主な条件、又はユーザーに対し商品、又はサービスを宣伝する場合の基準   4. アルゴリズムの主な条件、又はユーザーの満足度、及び意見を評価する際の基準   5. デジタルプラットフォームサービスの提供により得られた情報の、事業者、又はユーザーにより使用方法、及びアクセス方法   6. ユーザーサポートの利用方法、クレームの対処手続、クレームの解決方法、及びそれらの期限設定   7. グループ毎の、ユーザーに適切な商品、サービス、又はコンテンツの提示のランキング   8. 違法の商品、サービス、又はコンテンツに対する対処方法   9. リスク管理システムに関わる報告義務等   「大規模デジタルプラットフォームサービス」、及び「特定性質デジタルプラットフォームサービス」事業者は、電子取引開発事務局による布告があった場合、リスク管理システムに関する手続きを実行し、それに関する報告を毎年当局へ規定のフォームを使って提出する義務を負います。詳細は以下の通りになります。  **「大規模デジタルプラットフォームサービス」**とは、タイ国内におけるデジタルプラットフォームサービスの提供により：   * 各サービスの分類において年間300百万バーツの売上を有する； * 全サービスを合わせて年間1,000百万バーツの売上を有する；または、 * タイの人口の10％超のユーザーを有するデジタルプラットフォームサービスを指します。   委員会より布告があった場合、大規模デジタルプラットフォームサービス事業者は以下を実施する義務を負います：   1. リスクの判定 2. リスク管理対策の構築 3. システムセキュリティ対策の構築 4. 緊急事態の管理システムの構築 5. 人員指揮システムの構築 6. 独立監査人による監査 7. その他委員会が指定する対策・手続の実施   **「特定性質デジタルプラットフォームサービス」**とは、以下の性質を有する指定済み、または将来指定されうるデジタルプラットフォームサービスを指します：   * 経済・商業の安定にリスクを及ぼし得る； * 電子データシステムの信頼性に関わる； * 公衆に害を起こし得る；または、 * 国の安全保障・健康・環境・エネルギー・通信・輸送・ロジスティック・公益事業に影響を及ぼし得るデジタルプラットフォームサービス。   「特定性質デジタルプラットフォームサービス」の場合、その事業者は、リスク管理の面で、以下を実施する義務を負います：   1. リスクの判定 2. リスク管理対策の構築 3. その他委員会が指定する対策・手続の実施    1. 損害の軽減措置、及び被害者に対する賠償システム構築義務   原則的に事業者は、ユーザーに対する損害の軽減措置、及び損害賠償に係る一定のシステム（手続等）を講ずることが求められています。（「大季語デジタルプラットフォームサービス」に満たない小規模事業者には当該義務は適用されません。）また、設定せねばならないシステムの範囲は、デジタルプラットフォームの規模と分類により異なります。一定のシステムとは以下の一部、もしくは全部を含みます：   1. クレームへの対応手続き（システム） 2. 損害を受けたユーザーへの対応・支援のための窓口の設置 3. 損害を受けたユーザーを支援する手続きの構築 4. ユーザーに対する賠償、及び通知方法に関する手続きの構築 5. 事業者が加入している損害賠償保険に関する基本情報（加入している場合） 6. その他委員会が指定する対策    1. タイ国内コーディネーターの指定義務   タイ国外の事業者は上記届出義務等を有する場合、タイ国内のコーディネーターを指定し、当該コーディネーター経由で届出をすることが求められています。尚、当該国外者は、コーディネーターを設置すること自体により、タイにおいて事業所の設置義務が発生することにはなりません。   1. 罰則 2. **業務停止命令**   当局による届出内容の修正命令に期日内に準拠しなかった場合、またはその他当局の命令に従わなかった場合、委員会は違反者に、是正措置を講ずるまで業務停止命令を発することができます。（電子取引法、第33条）  なお、業務停止命令から90日以内に是正が見られなかった場合、担当官は届出を取り消します。（当該勅令、第13条）   1. **過料**   当局による届出内容の修正命令に期日内に準拠しなかった場合、またはその他当局の命令に従わなかった場合、委員会は違反者に行政罰とし、1百万バーツ以下の過料を科す権限を有します。（電子取引法、第33条）   1. **刑事責任**   届出をせずデジタルプラットフォームサービスを運営、もしくは業務停止命令に反した場合、1年以下の禁固刑、及び10万バーツの罰金、もしくは両者が併科される可能性があります。（電子取引法、第44条）   1. タイ国外者   タイ国外者も、タイ国内でデジタルプラットフォームサービスを提供しているとみなされることがあり、その場合当該勅令の対象となります。以下の何れかが該当する場合、タイ国内でデジタルプラットフォームサービスを提供していると見なされます：   * デジタルプラットフォーム上、タイ語が一部でも表示されている場合。 * デジタルプラットフォームのドメーン名に「.th」や「 ไทย」と言ったタイに関する名前、又はタイ語が使用されている場合。 * デジタルプラットフォーム上、バーツで支払が可能な場合。 * デジタルプラットフォーム上の商品又はサービスの取引に係る準拠法をタイ法とする、又は裁判の管轄をタイの法廷とする場合。 * タイ国内のユーザーに対し、デジタルプラットフォームへのアクセスを補助するために、コンピューターデータの位置検索のためにサービス提供者にサービス料が支払われている場合。 * その国外者がタイ国内に事務所、代理人、又は従業員等を、ユーザーサポートのために設置している場合。 * その他委員会の規定に該当した場合。  1. 経過措置   当該勅令の施行日前に既にデジタルプラットフォームサービスを提供し、届け出義務者に該当する場合、その事業者は施行日から90日以内に届出をする必要があります。それまでの期間については、事業の継続が認められます。 |